

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いいため、**担い手の確保が困難**。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業*	417万円/年	(▲15.6%)	2,022時間/年	(+3.5%)
全産業	494万円/年		1,954時間/年	

*賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革
生産性向上

労働時間の適正化
現場管理の効率化

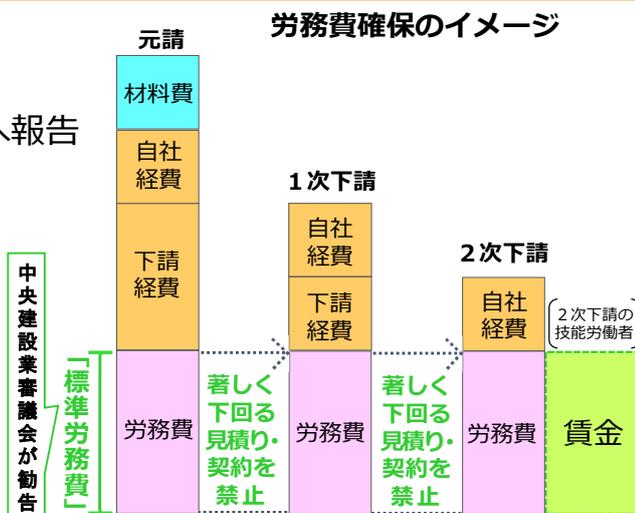
担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を**禁止**
→国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**
(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**
 - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 - 資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**
- 契約後のルール**
 - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務*** ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
 - 工期ダンピング対策**を強化
(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも**禁止**)
- ICTを活用した生産性の向上**
 - 現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
 - 国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)
→**特定建設業者***や**公共工事受注者**に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
 - 公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**
(ICTの活用で**施工体制**を確認できれば**提出**を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】 ・全産業を上回る賃金上昇率の達成 (2024~2029年度)
(KPI) ・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100% (2029年度)